

## 第8期

# 亘理町高齢者保健福祉計画。

## 介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】



高齢者が住み慣れた地域の中で、  
安心して生きがいを持って生活が送れるように  
地域みんなで支え合う社会づくり

令和3年3月

宮城県亘理町

# 1 計画の背景と目的

本町では、平成 30 年 3 月に「第 7 期亶理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生きがいを持って生活が送れるように地域みんなで支えあう社会づくり」の基本理念のもと、「いきいきとその人らしく暮らすことのできるまちづくり」、「亶理町の特성에あわせた地域支援事業の推進」、「介護保険サービス提供基盤の整備」の 3 つを基本目標に掲げ、施策を展開してきました。

しかしながら、今後日本社会はさらなる高齢化の進行が見込まれ、本町においても避けることのできない人口構造の変化が訪れます。国立・社会保障人口問題研究所の推計では、本町の高齢化率は、「団塊の世代」が 75 歳を迎える令和 7 年には 34.7%に達する予測となっており、平成 27 年の 28.0%（国勢調査）から大きく上昇する見込みです。

そのため、令和 7 年を見据え、高齢者ができる限り元気に、そして在宅で生活を送り続けることのできる地域づくりへの取り組みを強化していくことが必要となっています。具体的には、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」に関わるサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの深化、医療と介護の連携による在宅医療のさらなる推進、地域共生社会の実現に向けた共生サービスの実施等への取り組みが求められています。

そこで、これまでの町の取り組みを踏まえ、近年の国の新たな制度や社会情勢を反映しながら、本町の高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、「第 8 期亶理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

# 2 計画の期間

介護保険事業計画は、3 年ごとに計画を見直す必要があり、計画期間は令和 3 年度～5 年度の 3 年間とします。また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に見直しを行う必要があるため、同様の計画期間とします。

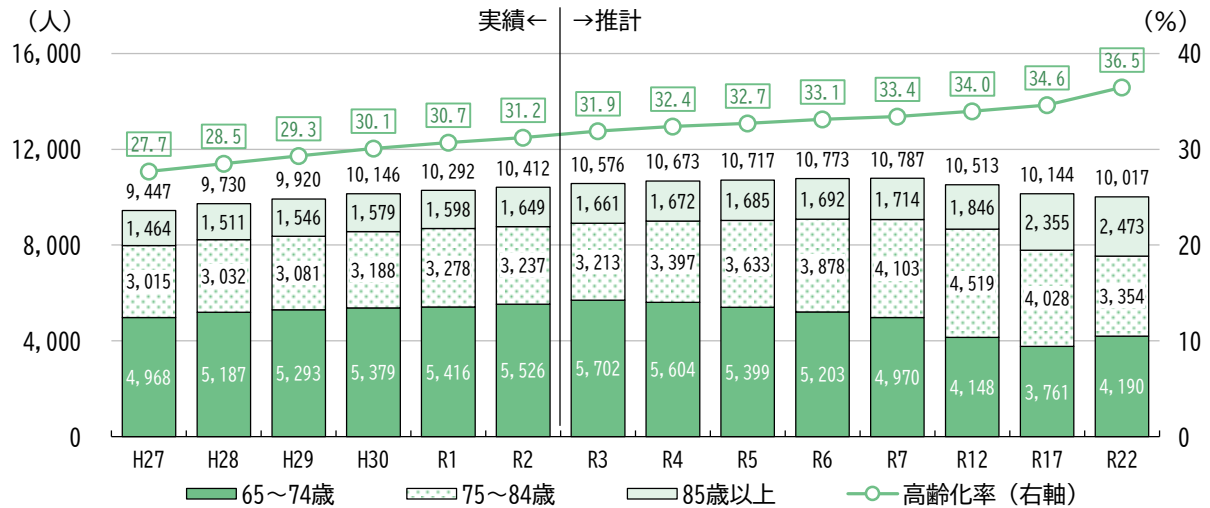
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 8 期計画								
			第 9 期計画					
						第 10 期計画		

# 3 高齢者人口と認定者数の推移・推計

高齢者の人口について、65～74歳と75歳～84歳、85歳以上の全てで増加しています。高齢化率も増加して、令和元年9月末時点で30.7%となっています。

令和7年まで高齢者人口及び高齢化率が増加していき、とくに75～84歳が増加することが予測されます。

■高齢者人口と高齢化率の推移

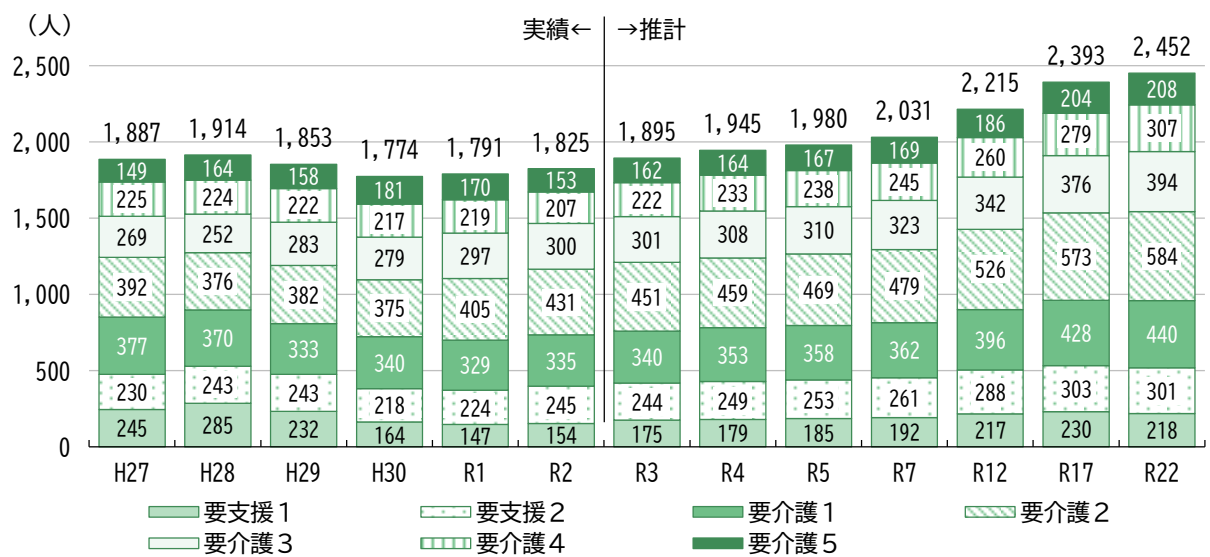


出典：住民基本台帳（各年3月末時点）・地域包括ケア「見える化」システムにおける将来推計結果

今後の要介護認定者は徐々に増加していくことが推測されます。

また、第1号被保険者の認定率については、令和7年度までは緩やかに増加しますが、以降については大幅な増加が推測されます。

■要支援・要介護の認定者数の推計



出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける将来推計結果

## 4 基本理念

本計画では、引き続き誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指すために、第7期計画の基本理念を引き継ぎ、「高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生きがいを持って生活が送れるように地域みんなで支え合う社会づくり」を計画の基本理念とします。

**高齢者が住み慣れた地域の中で、  
安心して生きがいを持って生活が送れるように  
地域みんなで支え合う社会づくり**

## 5 基本目標

基本理念として掲げた共生社会を実現していくため、また 2025 年及び 2040 年を見据えた課題に対応するため、以下の5つの基本目標を設定します。

### 基本目標 1

高齢期をいきいきと  
過ごすための  
健康づくり・  
介護予防

### 基本目標 2

高齢者が  
安心して暮らせる  
地域づくり

### 基本目標 3

認知症施策の  
推進

### 基本目標 4

地域共生社会  
づくりに向けた  
包括ケアシステムの  
強化

### 基本目標 5

介護サービス内容の  
充実と質の向上

## 6 施策の展開

### 基本目標 1

## 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防

- 高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備とともに、介護予防・健康づくりの取組を強化し、健康寿命の延伸を図ります。
- 要介護状態になっても「本人ができることは、できる限り本人が行う。できる限り在宅で自立した日常生活を継続することができるよう支援する。」という介護保険制度の基本理念も踏まえ、地域支援事業等を効果的に実施することにより、高齢者の状態に応じた介護予防・健康づくりを推進します。

### 施策

- 1 健康づくりの推進と健康寿命の延伸
- 2 生きがいづくり・社会参加の促進
- 3 介護予防サービスの推進



### 基本目標 2

## 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加、老老介護といわれる高齢者による介護の増加に伴い、高齢者の権利が侵害されるケースが増えることが予測されるため、高齢者虐待防止や虐待を受けた高齢者の保護及び養護者への支援、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、各種制度の利用促進を図り、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。
- 近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域や事業所等の関係機関に対する防災や感染症対策についての周知・啓発、研修・訓練の実施や、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、業務のオンライン化など、対策を講じることが必要です。
- 町民生活の不安解消に向けて、関係機関の連携体制や地域の中での見守りの仕組みの構築など、安全・安心を感じられる地域づくりにつなげていきます。

### 施策

- 1 社会参加の場づくりとネットワーク化
- 2 生活支援コーディネーターの活用
- 3 住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり
- 4 高齢者の安心・安全の確保
- 5 高齢者の尊厳を守る取り組み



### 基本目標 3

## 認知症施策の推進

- 認知症の人やその家族と事業や地域の団体・組織が連携しながら、「共生」と「予防」を両輪として、普及啓発、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援などの認知症施策を推進します。

#### 施策

- 1 認知症に対する理解の促進と本人支援
- 2 認知症に関するサービスの充実と介護者支援
- 3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援



### 基本目標 4

## 地域共生社会づくりに向けた包括ケアシステムの強化

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、入退院支援、療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる人やその他の関係者による多職種連携の推進、介護人材の確保を図ることが重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、医療・介護・福祉・保健、司法等、高齢者に関わる機関・関係者が連携する地域包括ケアシステムのさらなる充実を推進します。

#### 施策

- 1 地域包括支援センター機能の充実
- 2 多職種（医療・介護等）の連携
- 3 支え合いの仕組みづくり



### 基本目標 5

## 介護サービス内容の充実と質の向上

- 利用者が安心して良質なサービスを利用できるように、利用者の立場に立った相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開などの体制を充実します。
- 介護人材の養成・確保とともに、介護サービスの質の向上に取り組み、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

#### 施策

- 1 適切な要介護等認定の実施
- 2 介護サービス等の充実
- 3 介護保険制度の適正・円滑な運営



## 7 介護保険料の設定

第8期における第1号被保険者の介護保険料については、所得に応じた負担を適切に求めるため第9段階の設定を行います。

第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険料基準額（月額）は、

**5,850 円** となります。

保険料段階	対象者	賦課割合	年間保険料（円）
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している方</li> <li>老齢福祉年金<sup>※1</sup>を受給している方で、世帯全員が市町村民税非課税の方</li> <li>世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額<sup>※2</sup>と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	0.30 (0.50)	21,060 (35,100)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方</li> </ul>	0.50 (0.75)	35,100 (52,650)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税で、上記に該当しない方</li> </ul>	0.70 (0.75)	49,140 (52,650)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税非課税及び前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下で、世帯の誰かが市町村民税を課税されている方</li> </ul>	0.90	63,180
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税非課税で、世帯の誰かが市町村民税を課税されている方</li> </ul>	1.00	70,200
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	1.20	84,240
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> </ul>	1.30	91,260
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> </ul>	1.50	105,300
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上の方</li> </ul>	1.70	119,340

※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●低所得者に対する公費による保険料軽減により、第1～第3段階の方の軽減が強化されています。

【（ ）内は軽減を行わない場合の賦課割合・保険料】



**第8期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**

発行：巨理町 長寿介護課

〒989-2393 宮城県巨理郡巨理町字悠里 1 番地

電話 0223-34-1437